

# 「子どもたちを児童虐待から守るために」

～言葉にならない叫びに気づき、適切に対応する学校と教職員～

京都府総合教育センターでは、これまで児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に向け、3年間にわたる調査研究を行ってきました。その結果、教職員研修において、事例の検討を大切にしながら、児童虐待対応の手順を具体的に知るとともに、より一層深い児童生徒理解や保護者との関係づくりを進めることが重要であることがわかりました。また、児童虐待に対応する校内体制の整備に向けた啓発が必要であるとともに、教育と福祉の相互理解を大切に「顔の見える連携」が必要であることもわかりました。

なお調査研究の概要については、各校に配布している「子どもたちを児童虐待から守るためにⅠ、Ⅱ、Ⅲ」（京都府教育委員会、平成25-27年）の冊子をご覧ください。

## 「児童虐待防止法」で学校及び教職員に求められること

### ●児童虐待の通告は義務です。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに通告する義務があります。

### ●学校と教職員には、児童虐待の早期発見等に努める義務があります。

学校、教職員等は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があります。

### ●適切な支援や関係機関との連携をしなければなりません。

当該児童生徒の状況把握を行うなど、関係機関と連携して必要な支援を継続して行うことが求められます。

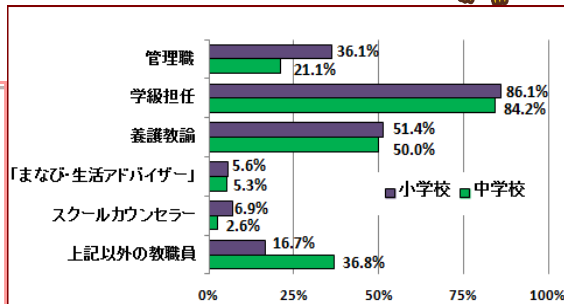
平成24年度調査結果：京都府内(京都市を除く。)小学校236校、中学校100校の主に管理職が回答。



## 児童虐待に誰が最初に気づいたか？

平成23年度中の新規事例において、校内で最初に児童虐待に気づいたのは、「学級担任」が小学校86.1%、中学校84.2%、「養護教諭」が小学校51.4%、中学校50.0%でした（複数回答）。

このことから日常的に子どもたちに接する教職員は児童虐待を早期発見しやすい立場にあるという自覚をもち、児童虐待に対応していくことの重要性が改めてわかります。

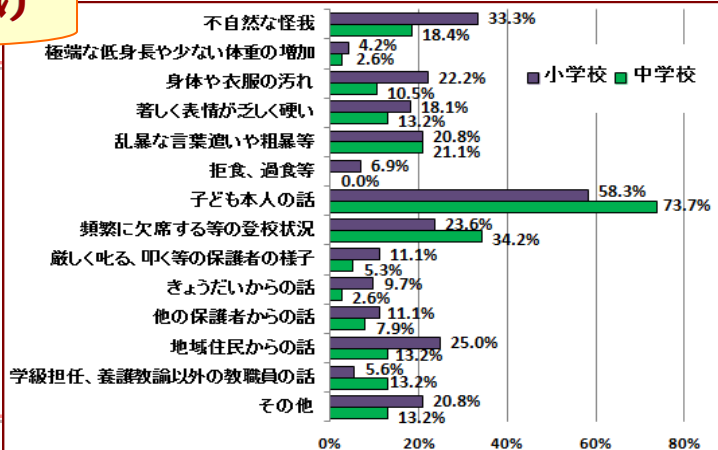


最初に児童虐待に気づいた人的資源(複数回答)

## 校内で児童虐待に気づいたきっかけ

児童虐待を疑ったきっかけは、小学校も中学校も「子ども本人の話」から気づく場合が最も多いことがわかりました（複数回答）。

また、小学校では「不自然な怪我」、「地域住民からの話」、「身体や衣服の汚れ」等、中学校では「頻繁に欠席する等の登校状況」等も多く、言葉にならない叫び（直接には表現されない子どもの心）への教職員の気づきが大切なことがわかります。



校内で児童虐待に気づいたきっかけ(複数回答)

## 「言葉にならない叫び」に気づく

児童虐待を受けた子どもたちは、恐怖感や孤立感を抱いていることも多く、虐待について尋ねても答えられないこともあります。教職員は、子どもたちが安心できる雰囲気作りとともに発達段階等による理解力や表現力の違いを考慮した丁寧な関わりが大切です。

また、児童虐待による自己肯定感の低さや強いストレスを暴力行為、いじめ、不登校等の問題として出すことも多いと言われます。子どもたちの語りに耳を傾けることはもちろん、「言葉にならない叫び」を敏感に感じ取る教育相談的な関わりが大切です。



## 適切に対応する学校と教職員のためのQ & A

### Q:「児童虐待では?」と感じた時、どうしたらよいのですか?

A: 児童虐待を疑ったら、速やかに管理職に報告し、市町村窓口又は児童相談所に通告(相談)します。

### Q:通告後、学校はどんな支援をすればよいのですか?


A: 組織的な支援を行うことが重要です。スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等と連携し、子どもが安心して学校生活を送れるように心のケアを徹底し、継続的支援と定期的な状況把握等を行います。

### Q:通告してからの保護者との関係が心配です。

A: 通告した者の情報は児童虐待防止法第7条によって守られます。また、子どもが安心して生活できるように保護者を理解し、効果的な家庭訪問や関係機関と連携等の継続した支援が重要です。

### Q:児童虐待対応の具体的な流れや気づきのポイントを教えてください。

A: 京都府教育委員会のパンフレット『児童虐待を防止するために』がとても役立ちます。

(パソコン等から、京都府教育委員会HP> 府教委の取組 小中学校教育> バナー  児童虐待防止リーフレット から入手可能)

## 児童虐待に対応できる教職員になるために

- ・児童虐待に関する教職員研修が役立ちます。
- ・できるだけ教職経験の早期に学んでおくことが大切です。
- ・継続的に研修することで対応力が一層向上します。
- ・校内での役割を意識することも大切です。

## <効果的な校内研修>

事例をもとに「対応の手順」を知ることや「児童生徒理解」を深めることが大切です。

【具体的な研修項目】

- ◆児童虐待の定義や法律など基礎的な知識
- ◆児童虐待のサインへの気づき
- ◆通告の手順と支援の流れ
- ◆教育と福祉の専門性と役割分担

## 適切な対応に向けて一度振り返ってみましょう。

- 今までに児童虐待に関する研修を受けたことがある。
- 暴力行為、いじめ、不登校等の問題を抱える子どもたちと関わろうとする時、児童虐待の可能性も含めて考えている。
- 児童虐待に気づいた時、校内体制の中でどのように対応すれば良いか想定している。

## ○おやっ、児童虐待では?

- ・市町村児童虐待担当窓口……自校の通告先の電話番号を確認しておきましょう。

・家庭支援総合センター (代表)	075-531-9600	亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、乙訓郡、船井郡
(こども虐待専用電話)	075-531-9900	
・宇治児童相談所	0774-44-3340	宇治市、城陽市、久世郡
・宇治児童相談所 京田辺支所	0774-68-5520	八幡市、京田辺市、木津川市、綴喜郡、相楽郡
・福知山児童相談所	0773-22-3623	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡
・京都市児童相談所	075-801-2929	京都市(南区及び伏見区を除く。)
・京都市第二児童相談所	075-612-2727	京都市(南区及び伏見区)
(京都市子ども虐待SOS専用電話)	075-801-1919	